（様式１）

令和　　年　　月　　日

経済産業省　経済産業政策局　産業資金課長　殿

産業技術環境局　環境経済室長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援に関する指定申請書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、別紙暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

１．申請者の概要

　貴社の概要についてご記載ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 所在地 | 〒 　 |
| TEL |  | FAX |  |
| 株主構成出資比率 | （株主名） | (出資比率) | 役員名 | （肩書き） | （氏名） |
|  | 　 |  | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 資本金 | 　百万円 |
| 従業員数 | 　人 |
| 主要な業務 |  |
| 業歴 |  |
| 主要な関連会社 | 　 |
|
| 申請書類作成担当者 | 担当者名：所属：連絡先（電話、FAX、E-mail）： |
|
|

２．業務の実施体制

業務の実施体制について、支援メニュー毎に責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、主な担当者の実績、評価の妥当性や一貫性を検証する仕組みについて記載してください。

|  |
| --- |
|  |

注1　A4版2枚以内程度とする。

注2　支援メニュー毎に担当するチームの構成、役割分担を記載してください。

３．クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針等に対する理解度

金融庁、経済産業省、環境省が策定した「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及びローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション＆トレーディング・アソシエーション（LSTA）が策定した「サステナビリティ・リンク・ローン原則」の概要や趣旨を記載してください。

|  |
| --- |
| * 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」全体の概要や趣旨について
* 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」の各項目の概要や趣旨について

（１）クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針1. 要素１：資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス
2. 要素２：ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ（重要度）
3. 要素３：科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略（目標と経路を含む）
4. 要素４：実施の透明性

（２）サステナビリティ・リンク・ローン原則1. 重要業績評価指標（KPIs）の選定
2. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の測定
3. ローンの特性
4. レポーティング
5. 検証
 |

（※）A4版20枚以内程度の範囲で、別紙による説明も可能とする。

４．トランジション・ファイナンス等の外部評価の実施方法

トランジション・ファイナンスやサステナビリティ・リンク・ローンの外部評価を行う際に、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」の各項目との適合性について、具体的にどのような観点やプロセス、スケジュールで確認を行うかを記載してください。

|  |
| --- |
| （１）クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針1. 要素１：資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス
2. 要素２：ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ（重要度）
3. 要素３：科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略（目標と経路を含む）
4. 要素４：実施の透明性

（２）サステナビリティ・リンク・ローン原則1. 重要業績評価指標（KPIs）の選定
2. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の測定
3. ローンの特性
4. レポーティング
5. 検証
 |

（※）A4版20枚以内程度の範囲で、別紙による説明も可能とする。

５．トランジション・ファイナンス等の外部評価の実績

過去のトランジション・ファイナンス及びサステナビリティ・リンク・ローンの外部評価の実績や、類似の実績があれば、実績の件数や業務の概要等を可能な範囲で記載してください。

＜実績の概要＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 相談件数 | 実績件数 | 実績の企業名 |
| トランジション・ファイナンス |  |  |  |
| サステナビリティ・リンク・ローン |  |  |  |

注1　相談件数・実績件数は国内・海外のどちらも記載してください。

＜実績の詳細＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業名 |  |  |  |
| ファイナンスの形態 |  |  |  |
| 案件の時期 |  |  |  |
| 案件概要及び特徴（評価のポイント）等 |  |  |  |

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注２ 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

６．トランジション・ファイナンス等の外部評価業務に関する公表状況について

トランジション・ファイナンスやサステナビリティ・リンク・ローンの外部評価業務に関する公表状況（概要や取組状況等）について記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（※） A4版20枚以内程度の範囲で、別紙による説明も可能とする。

７．コンプライアンスへの取組状況

下記の表について、当てはまる項目にチェックを付けて、可能な場合その証左となる資料を提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| コンプライアンスに係る専門部署を　設置している。 | 　 | 直近5年以内に法令等に違反し、罰金刑以上に処せられた事実は　ない。 | 　 |
| 顧客情報の保護方針を定めて公表している又は顧客に説明している。 |  |  |

８．貴社の財務状況について

下記の表に、貴社の財務状況をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 前々期 | 前期 | 参考：今期（見込）(入力任意) |
| 　／　　期 | 　／　　期 | 　／　　期(見込) |
| 売上高 | 　 | 　 | 　 |
| 営業損益 | 　 | 　 | 　 |
| 経常損益 | 　 | 　 | 　 |
| 税引後当期損益 | 　 | 　 | 　 |
| 純資産 | 　 | 　 | 　 |

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社は、下記事項について、「カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援に関する指定申請書の提出について」の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が本事業に関する指定の取消その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）指定を受ける者として不適当な者

ア　 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）以下の不適当な行為をする者

ア　 暴力的な要求行為を行う者

イ　 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　 偽計又は威力を用いて環境省大臣官房会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　 その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３． 本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上　必要な協力を行うとともに、本事業の担当官等へ報告を行います。

以上